

第 1 7 回 農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 1 月 2 2 日開会

中標津町農業委員会

令和6年11月22日、第17回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小 沼	大
2番	西 塚	知 也
3番	纓 坂	直 俊
4番	福 嶋	寿 顕
5番	山 下	幸 枝
6番	助 口	明
7番	遠 藤	昭 男
8番	船 越	信 雄
9番	二 瓶	裕 貴
10番	横 田	千 秋
11番	長谷川	孝 二
12番	田 中	洋 希
13番	竹 村	聡
14番	瀧 本	和 男
15番	後藤田	宏 幸
16番	中 村	正 生
17番	笠 原	康 博
18番	本 田	信 幸

附議した案件

- (イ) 議案第 81 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第 82 号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第 83 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 84 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (ホ) 議案第 85 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について
- (ヘ) 議案第 86 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ト) 議案第 87 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (チ) 報告第 17 号 農地法第 4 条許可書の交付について
- (リ) 報告第 18 号 農地法第 6 条の 2 の規定による農地等の利用状況報告について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
庶 務 係 長	葛 西 利 光
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第17回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
6番、助口 明俊 委員。
7番、遠藤 昭男 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 10月29日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。はじめに、11月7日北海道農業会議と根室地方農業委員会連合会の共催により、令和6年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が、根室市総合文化会館を会場として、1市4町の農業委員と事務局員56名の参加により開催され、本町からは会長含め農業委員10名と事務局3名が参加しております。研修会では、「農業委員会を巡る情勢について」や、「地域計画公告後の農業委員会の業務について」「農業者年金制度について」など、北海道農業会議から説明を受け、その後、全国農業新聞等につきまして全国農業会議所より、収入保険制度及び園芸施設共済についてを北海道農業共済より、農地中間管理機構事業につきましては、北海道農業公社より説明を受けました。なお、研修会終了後には、農業委員、事務局相互の意見交換の場として交流会が行なわれました。次に、11月12日令和6年度農地パトロール・検討報告研修会を実施し、委員15名の出席により永久転用許可地1箇所、一時転用許可地3箇所、現況（地目変更）確認1箇所を巡回し、状況などを確認したところであります。また、農地パトロール終了後、役場202会議室におきまして、10月16日から10月28日まで4班編成にて実施いたしました、利用状況調査の結果を

各班から報告いただき、状況の共有及び今後の対応などについて協議したところであります。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第81号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案81号、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝 和。
借主、中標津町字〇〇〇番地〇、〇〇 〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積45,687㎡、他5筆、計115,539㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和2年3月26日から令和7年1月24日まで。5、合意解約成立の日、令和6年11月8日。6、解約の理由、合意解約。
この案件につきましては、議案第86号(1)に関連するもので、〇〇氏の経営移譲に伴い、現在賃貸借している農地について、後継者に借主を変更するため、期間内解約するものです。以上賃貸借の解約が成立しておりますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第82号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第82号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。4ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積7,994㎡、利用状況、農業用施設用地、他1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年11月18日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので（1）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。（2）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり）笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第82号（2）について説明いたします。6ページをお開きください。

（2）1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積1,055㎡、利用状況、雑種地、他5筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は7ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域、農業用施設用地、及び白地となっており、公簿は畑、及び牧場ですが、現況が雑種地、山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年10月30日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので（2）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程５、議案第８３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程致します。（１）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。（挙手あり）笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第８３号「農地法第３条の規定による許可申請について」（１）について説明いたします。９ページをお開きください。

（１）１、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 14,940 ㎡、利用目的、牧草畑、他 22 筆、計 600,960 ㎡。３、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するのも。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。４、移転の方法。使用貸借権の設定。５、期間。令和 7 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日まで。６、当事者の経営状況。世帯員、4 人、農従者、4 人、経営地、計 606,050 ㎡、家畜、牛 111 頭。７、見取図については、11 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和 6 年 10 月 30 日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので（１）の質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。（２）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。（挙手あり）横田委員。

横田委員 上程になりました議案第 83 号（２）について説明いたします。12 ページをお開きください。

（２）１、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 31,105 ㎡、利用目的、牧草畑、他 14 筆、計 771,421.77 ㎡。３、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に伴う使用貸借を設定するのも。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。４、移転の方法。使用貸借権の設定。５、期間。令和 7 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日まで。６、当事者の経営状況。世帯員、3 人、農従者、3 人、経営地、計 771,421.77 ㎡、家畜、牛 219 頭。７、見取図

については、14 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和6年10月30日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので（2）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程6、議案第84号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。

（1）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました議案第84号「農地法第4条の規定による許可申請について（1）」について説明いたします。16ページを開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積36,496㎡内2,999㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、17ページのとおりとなっております。本案件につきましては、D型倉庫及び農業用附帯施設のパドックを建設するため申請があったものです。農業用施設の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、2,999㎡となっております。令和6年11月18日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、本件は平成28年3月8日決定、「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、決するすることに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。日程7、報告第17号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第17号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。先に開催した総会において承認されました、農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。31ページをお開きください。
許可日。令和6年9月25日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積24,908㎡内3,244㎡。3、許可期間。令和6年10月25日から永年となっております。以上、報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。日程8、議案第85号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第85号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。19ページをお開きください。
(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、申出を受けた年月日。令和6年8月2日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和6年9月20日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用

地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。所有権移転のあつせん申出があつた農用地については、字俣落 334 番 1、他 20 ページのとおりでありまして、合計 10 筆、272,767 m²となっております。の案件につきましては、農地を譲渡したい旨の申出があつたもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5 年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり要請いたします。
日程 9、議案第 8 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第 8 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について、説明いたします。
22 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 45,687 m²、利用目的、牧草畑、他 5 筆、計 115,539 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 11 月 25 日から令和 7 年 1 月 24 日まで。6、価格。年 133,960 円。7、資金調達方法。自己資金。8、

当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計334,907㎡、家畜、牛141頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、23ページのとおりで。この案件につきましては、借主の経営移譲に伴い、後継者に借主を変更して再度賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第86号(2)(3)について、説明いたします。24ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積42,857㎡、他5筆、計146,037㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、9,052,000円。6、資金調達方法。ステップアップローン、9,000,000円、自己資金52,000円。7、譲受人の経営状況。構成員、4人、農従者、4人、経営地、計2,307,368.62㎡、家畜、牛684頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、25ページのとおりで。

なお、(3)につきましても譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。26ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、譲受人 中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,118㎡。利用目的、牧草畑、他3筆、計99,612㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,975,000円。6、資金調達方法。ステップアップローン、5,900,000円、自己資金75,000円。7、譲受

人の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計 863,739 ㎡、家畜、牛 78 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、27 ページのとおりです。この2件につきましては、令和元年度の保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借の契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程10、議案第87号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第87号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。29ページをお開きください。
令和6年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇(株)、以上2件からの提出がありました。令和6年10月31日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。

日程 11、報告第 18 号「農地法第 6 条の 2 の規定による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 18 号「農地法第 6 条の 2 の規定による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。33 ページをお開きください。

(1) 1、報告者の住所、氏名。

目梨郡羅臼町〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(有)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、報告書に係る土地の所在地等。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 6,901 m²、作物の種類、牧草。3、業務執行役員の状況。氏名、〇〇 〇〇、常時従事者の役職名、専務取締役、耕作または養畜の事業の年間従事日数、100 日。

令和 6 年 11 月 1 日に受理しました、令和 6 年度分の報告書で、栄進化成(有)のものでございます。内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適正に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものでありました。以上、報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。
これをもちまして、第 17 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10 時 58 分)